社会福祉法人　光輝の歩福祉会

ゆめの森保育園

令和8年度　重要事項説明書(園提出用)

※　切り取ったりせず、園に提出をお願いします。

園施設の概略

１　施設運営主体

名　称	社会福祉法人光輝の歩福祉会
所在地	浦添市前田1224－1
電話番号	098－878－2711
代表者氏名	理事長　友利　ミツ子

２　利用施設

施設の種類	保育園				
施設の名称	ゆめの森保育園				
施設の所在地	浦添市宮城４丁目２－７				
連　絡　先	電話番号：098-875-8348				
	ＦＡＸ　：098-894-2016				
管　理　者	園長　島袋　彩乃				
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより，保育を必要とする乳児及び幼児				
利用定員	１８名	０歳	１歳	２歳	
		６名	６名	６名	
事業概要	保育時間：午前７時　～　午後６時 延長保育：午前７時　～　午前８時　・　午後４時　～　午後６時 延長保育（短時間保育に限る）・障害児保育				
開設年月日	平成28　年　４　月　１　日				
事業所番号	8360005002873				

３　施設・設備等の概要

（１）施設

規　模及び構造	敷地面積	１８５．３０㎡
	建物面積	１２９．８０㎡
	構　造	鉄筋コンクリート造

（２）主な設備

設　備	部屋数	備　　考
乳児室	２室	めぐみ組（０歳児クラス）
		つぼみ組（１歳児クラス）
ほふく室	１室	めぐみ組（０歳児クラス）
保育室	１室	どれみ組（２歳児クラス）
調理室	１室	
トイレ	１室	
沐浴室	１室	



サービスの目的・運営方針

ゆめの森保育園（以下「当園」という。）は，以下の運営方針に基づき，保育を必要とする児童を日々受け入れ，保育を行うことを目的とします。
（1）　「当園」は，保育の提供に当たっては，入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し，その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
（2）　「当園」は，保育に関する専門性を有する職員が，家庭との緊密な連携の下に，園児の状況や発達過程を踏まえ，養護及び教育を一体的に行います。
（3）　「当園」は，園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら，園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

職員の設置状況 及び 各職種の勤務体系

職　　種	員数	常　勤	非常勤	勤務体系
園長	1			正規の勤務時間帯（７：００～１８：００）
主任保育士	0			正規の勤務時間帯（７：００～１８：００）
副主任保育士	1			正規の勤務時間帯（７：００～１８：００）
保育士	9	6	3	正規の勤務時間帯（７：００～１８：００）
看護師	1	1		正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）
調理員	1	1		正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）
子育て支援員	0			正規の勤務時間帯（７：００～１８：００）
保育補助	0			正規の勤務時間帯（７：００～１８：００）
事務員	1			正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）

※　当園では，「浦添市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日浦添市条例第22号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し，保育の実施に必要な職員として，上記の職種の職員を配置しています。
※　ローテーションにより，各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
※　職務の都合上，上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。



保育を提供する日

保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとします。ただし，慰霊の日（６月２３日）・年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日は休園となります。

土曜保育について

土曜保育は、次の通り連携施設（子むすびの森保育園）と合同で保育を行うこととします。

（１）開所時間　　午前７時００分から午後６時００分
（２）保育を行う場所　子むすびの森保育園
（３）所在地　　浦添市前田１２２４－１
（４）当園と連携施設の保育士が合同で保育を行うこととします。

保育を提供する時間

保育を提供する時間は，次のとおりとします。

（１）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合，７時から１８時までの範囲内で，保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は，就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し，当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

（２）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合，８時から１６時までの範囲内で，保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は，就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し，当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお，上記以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，７時から８時まで又は１６時から１８時までの範囲内で，延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては，市にお支払いいただく通常の保育料の他に，別途利用者負担が必要となります）。

利用料金

（１）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市に対し，当該市が定める保育料をお支払い頂きます。

（２）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（１）に掲げる保育料のほか，別表に掲げる費用を負担して頂きます。
お支払方法については，別途お知らせします。



食事の提供

児童の年齢に応じ，以下の時間帯に食事の提供を行います。

クラス	午前間食	昼　食	午後おやつ	備　　考
０歳児	８時２０分頃	１１時頃	１５時頃	
１歳児	８時２０分頃	１１時１５分頃	１５時頃	
２歳児	８時３０分頃	１１時３０分頃	１５時頃	

※　献立表は毎月別途お知らせします。

※　食物アレルギー等，体質に合わない食材があればご相談ください。

発熱時の対応及び解熱剤の使用について

1.保育中における発熱時の保護者連絡について

・37.5℃以上　→　経過報告のご連絡　・38.0℃以上　→　お迎えのご連絡

・平熱でも食事水分が摂れず、元気がない場合　→　お迎えのご連絡

但し、体温は個人差が大きいため上記の内容は目安です。個人の体温、園やご家庭の感染状況に応じて、対応が変わる場合もございます。

2.ご連絡からお迎えの時間について

ご連絡から1時間以内にお迎えをお願いします。

（例：父母がお迎えに来られない場合は、祖父母へお願いするなど、調整をお願いします。）

3.解熱剤の使用について

保育園は集団生活の場です。解熱剤を使用した状態で登園することはできません。

理由は、身体への負担が大きい、感染リスクがある、解熱剤は治療薬ではないためです。

4.登園のめやすについて

解熱剤を使用した場合は最低でも24時間ご自宅で経過観察をし、登園をお願いします。

虫よけ剤使用について

子どもたちは園庭で水遊び・どろんこ遊び・虫取りなど、外遊びを楽しんでいます。
楽しい反面、手足などの虫刺されを心配されている保護者の方もいるかと思います。
そこで、当園では「ペタルーナ」さんの虫よけアロマスプレーを使用しています。
虫よけ剤の使用について、停止の申し出がある場合は速やかに対応しますのでお申し出ください。

使用方法	虫刺され予防を目的として、園庭に出る際に手足にスプレーします。
注意事項	虫よけの効果について、必ず虫に刺されないという保証はないことを予めご了承下さい。

利用の終了に関する事項

当園は，以下の場合には保育の提供を終了いたします。

（１）利用乳幼児が小学校に就学したとき

（２）児童の保護者が，児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（３）その他，利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき



嘱託医

当園は，以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内　科	歯　科
医療機関の名　称	医療法人愛凛会 ありんクリニック小児科	医療法人志尚会 ライフデンタルクリニック浦添
医院長名	松田 竹広	知念　武
所 在 地	浦添市伊祖2丁目1番3号 メディカルプレイス伊祖4F	浦添市宮城３丁目７番５－１０３号
電話番号	098-874-2020	098-879-5404

要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当　　園 ご利用相談窓口	・窓口担当者　　施設長　島袋　彩乃 ・ご利用時間　　9：00 ～ 18：00 ・電 話 番 号　　098-875-8348 ・F　A　X　　098-894-2016 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	松原　清樹	電話番号　090-1945-8421 看護課長
第三者委員	上地　智博	電話番号　090-3793-7946 歯科医院長

※当園では、上記の他、園内に要望・苦情等に係る投稿箱を設置しています。

非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘　導　灯　有
	・ガス漏れ報知器　有　・非常警報装置　有
	・非常持出袋(非常食・飲料水・オムツ等)　有 ・消火器　有
	・その他、　カーテン、敷物、建具等の防炎処理　有
避難・消火器訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

虐待防止に関する事項

虐待防止のための措置に関する事項	・窓口担当者　水間　早苗 ・ご利用時間　9：00 ～ 18：00 ・電 話 番 号　098-875-8348 ・F　A　X　098-894-2016

利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では，以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園児等傷害保険・主催行事参加者傷害保険		
保険の内容	死亡・後遺症障害	入院保険金日額	通院保険金日額
保険金額	201.7万円	3,000円	2,000円

※詳しくは，別途配布する「災害共済給付制度」のお知らせをご確認下さい。

当園におけるその他の留意事項

喫　煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別　表

１．保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項　　目	負担を求める理由及び目的	金　　額
新年度教材に係る費用	個人用の教材を揃え、意欲的に活動に取り組み楽しむ。	注文教材により徴収金額が異なる。

２．利用料金

①特定地域型保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用負担額(月額)を、お子さまの保育を実施する月の全月末日までに（契約期間の始めの月は契約期間の始めの日までに）当園へお支払いただきます。なお月途中の利用開始、利用終了時の保育料は、浦添市指定の方法によります。

※毎月，口座引き落としでの徴収となります。

※別途，振込手数料１１０円（税込み）は保護者負担となります。

３　時間外保育に係る利用者負担

※　当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付いたします。

延長時間	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	月契約	日々契約	月契約	日々契約
１時間延長			2,500円	250円
２時間延長			3,500円	500円
３時間延長 (18時～19時を含まない場合)			5,000円	750円
３時間延長 (18時～19時を含む場合)				

※月契約料については，口座引き落としでの徴収となります。

その際，別途 振込手数料１１０円(税込み)は保護者負担となります。



当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：ゆめの森保育園

所在地：浦添市宮城４丁目２番７

説明者職名：施設長　島袋　彩乃

私は、書面に基づいて、小規模保育事業ゆめの森保育園の利用にあたっての重要事項説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：　　印

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記の児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的の為に必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

・保育園、こども園、幼稚園への円滑な移行・継続が図れるよう、卒園に当たり入園する予定の園との間で情報を共有すること。

・他の園等に転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

社会福祉法人光輝の歩福祉会　ゆめの森保育園

園長　　島袋　彩乃

年　　月　　日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：　　印

児童から見た続柄：